

議 第 五 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する
条例の一部を改正する条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条
第一項の規定により提出します。

令和三年十一月二十五日

提 出 者

| 議員 | 岡 部 恒 司 |
|----|---------|
| 〃 | 小野寺 健 |
| 〃 | 鈴木 広 康 |
| 〃 | 跡 部 薫 |
| 〃 | 嵯 峨 サダ子 |
| 〃 | 石 川 建 治 |
| 〃 | 伊 藤 ゆうた |

仙台市議会議長
赤間 次彦 様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

現下の厳しい社会経済情勢等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。